

株式会社リコーは、1936年2月6日に日本で設立されました。リコーグループは、株式会社リコーおよび子会社360社、関連会社21社で構成*されており、世界5極（日本、米州、欧州、中国、アジア・パシフィック）において、複写機やプリンターなどの事務機器を中心に、製品の開発・生産・販売・サービス・リサイクルなどの事業を展開しています。全世界での従業員数は、7万3千人を超えています。

リコー本社事務所

〒107-8544

東京都港区南青山1-15-5 リコービル

代表電話 03-3479-3111

ホームページアドレス

<http://www.ricoh.co.jp>

* 関係会社の範囲は米国会計基準に拠っていますが、日本の会計基準における関係会社の範囲との差異は僅かです。

リコーグループのブランド

リコーグループは、RICOHおよび以下の各ブランドで製品を販売しています。

ブランドマーク

■ 報告期間・報告範囲

当報告書は、リコーグループの2003年度（2003年4月1日～2004年3月31日）の環境経営についての報告書です。

環境負荷データおよび環境会計データ：2003年度
記事、年表などの記述：原則として2003年度

環境負荷および環境会計は、リコーグループの日本極、米州極、欧州極、中国極、アジア・パシフィック極における主要拠点のデータを集計しています。データの集計範囲と、「報告組織の概要」「主要事業拠点」その他の記事中で説明しているリコーグループの範囲とは一部異なります。また、当報告書で「リコー」と記述している場合は、リコーグループではなく、日本の（株）リコーを意味します。

● 報告期間中に発生した組織の重要な変化

2003年12月、Taiwan Ricoh Co.,Ltd. (台湾)の株式85.5%を亜洲光学有限公司に譲渡しました。

2004年3月、株式会社 日立製作所との間で同社の100%子会社である日立プリンティングソリューションズ株式会社（売上高約600億円、連結従業員数2,200人）の全株式の譲渡を受ける基本合意書に調印しました。譲渡の実行は2004年10月の予定です。

● 環境に関する罰金・科料（リコーグループ）

	2001年度	2002年度	2003年度
件数	0	0	0
金額	0	0	0

● 報告書の発行履歴と今後の予定

1996年度のデータを開示した1997年版報告書を発行して以来毎年継続的に発行しています。2004年版は6月に発行しました。2005年版は、2005年6月に発行予定です。

●報告範囲

環境負荷データおよび環境会計データの収集範囲は、環境マネジメントシステムの構築を完了しているリコーの事業所およびグループ会社を対象としています。

●環境負荷データおよび環境会計データの収集範囲

日本 極

(株)リコー生産系事業所

厚木事業所、秦野事業所、沼津事業所、御殿場事業所、福井事業所、池田事業所、やしろ工場

(株)リコー非生産系事業所

青山本社事務所、大森事業所、大森第二事業所、銀座事業所、システムセンター、新横浜事業所、サービスパーツセンター、中央研究所、ソフトウェア研究所、戸田技術センター、応用電子研究所

リコーグループ主要生産会社

東北リコー(株)、迫リコー(株)、リコーユニテクノ(株)、リコー光学(株)、リコー計器(株)、リコーマイクロエレクトロニクス(株)、リコーエレメックス(株)

リコーグループ主要非生産会社

リコーロジスティクス(株)、リコーテクノシステムズ(株)、販売会社50社、(株)NBSリコー
パーツコンポーネントシステム(株)*1
リコーリース(株)*2

米州 極

生産会社

Ricoh Electronics, Inc. (アメリカ)

非生産会社

Ricoh Corporation (アメリカ)、販売会社2社

欧州 極

生産会社

Ricoh UK Products Ltd. (イギリス)

Ricoh Industrie France S.A. (フランス)

非生産会社

Ricoh Europe B.V. (オランダ)、販売会社16社

中国 極

生産会社

Ricoh Asia Industry (Shenzhen) Ltd. (中国)

アジア・パシフィック極

生産会社

Taiwan Ricoh Co., Ltd. (台湾)*3

非生産会社

Ricoh Asia Pacific Pte. Ltd. (シンガポール)

Ricoh Hong Kong Ltd. (香港)

*1 環境会計データのみ。

*2 環境負荷データの一部のみ。

*3 2003年度上期のみ。

■環境報告原則

リコーは2001年度、「環境報告原則」を制定しました。これは、環境経営に関して、ステークホルダー(利害関係者)の皆様の判断に役立つ情報を提供するための原則をまとめたものです。環境報告については、公的な原則や定まった用語が確立していないため、企業会計原則を参考にしています。

環境報告原則(本文)

1. 環境報告は、企業の環境経営の状況に関して、真実な報告を提供するものでなければならない。(注1)
2. 環境報告は、すべての環境経営活動の結果を公正に表示しなければならない。(注2)
3. 環境報告は、利害関係者に対し必要な事実を明瞭に表示し、企業が環境に与える負荷に関する判断を誤らせないようにしなければならない。(注3、注4)
4. 環境報告は、基礎データの処理の原則および手続き並びに表示の方法を毎期継続して適用し、みだりにこれを変更してはならない。(注5)

注1. ここで企業とは、報告の範囲やレベルに応じて、グループ全体、個々のグループ構成企業およびこれらのサイトを含むものとする。

注2. 情報を恣意的に選別してネガティブ情報の開示を避けることは、すべての情報を公正に表示することには当たらない。

注3. 企業が行う環境リスクマネジメントの状況は、利害関係者の判断に影響を与える情報に含まれる。

注4. 報告書には、報告書を作成する日までに発生した重要な環境後発事象を注記する。環境後発事象とは、報告期間末日後に発生した事象で、次期以後の企業の環境経営の状況に影響を及ぼすものをいう。

重要な環境後発事象の例としては、次のようなものがある。

イ 環境汚染などによる重大な損害の発生

ロ 多額の環境関連投資の実施または計画の発表

ハ 環境に関する重要な営業の譲渡または譲受

ニ 環境に関する重要な係争事件の発生または解決

ホ 重要な環境技術開発の発表

重要な環境後発事象を注記事項として開示することは、企業の将来の環境経営の状況を理解するための補足情報として有用である。

注5. 継続性の変更は、正当な理由がある場合に認められる。正当な理由とは、処理又は表示の変更により環境報告がより合理的になる場合を意味し、企業の大規模な経営方針の変更、事業の再編、急激な技術革新、関連法令・基準の改廃などがある。